

「消費者被害の実態」 ～被害救済の現場・その課題～

令和7年4月

弁護士 葛山 弘輝

(第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会所属)

はじめに

被害の実態からの検討する必要性

- 被害から入っていく必要がある。
規定が甘いから、というところではなく、
 - ・ **実際にそこで被害が発生している現実**に目を向ける必要がある。もしくは、
 - ・ **今後、被害が拡大していく蓋然性があるか**どうかで、
対策の優先順位を付ける必要がある。

- 今回扱う被害類型について
第3回で、消費者センターへの相談の類型があがっている。
重複するところもあるが、弁護士にあがっている被害を今回は取り扱いたい。

- 視点の違い
消費者センターではロマンス詐欺のような、極悪層は取り扱いづらい。
弁護士側では、BNPLのような件数は多いものの、被害額が小さいものは、
有料の法律相談で消費者もあまり相談に来づらいという問題。

概要

下記の類型について、

被害回復の実務はどのようなもので、決済から見てどのような課題があるのか。

○現状の大きな課題　ロマンス詐欺

○従前からの課題　サクラサイト・情報商材詐欺

○近時増えている課題　副業・セミナー詐欺

○被害が頻発する大規模投資詐欺の事例

決済制度全体に対する本報告の被害の位置づけ

【第2回・山田茂樹先生資料に付記(追記は赤字部分及び矢印部分)】

決済手段(分類)	対象となる特別法等	
1 個別クレジット (1-2)	法律	◆ 割賦販売法 * 個別信用購入あつせんの場合
	その他	◆ 個別信用購入あつせんに係る自主規制規則関係((一社)日本クレジット協会)
2 クレジットカード払い (1-2)	法律	◆ 割賦販売法 * 包括信用購入あつせんの場合
	その他	◆ 「包括信用購入あつせんに係る自主規制規則関係」((一社)日本クレジット協会) * 国内イシュア(2月払い購入あつせん—マンスリークリアーの場合含む) ◆ 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則関係」((一社)日本クレジット協会) * 国内アクワイアラ、PSP ◆ 国際ブランドルール
3 デビットカード払い (1-3)	法律	◆ 銀行法
	その他	◆ 国際ブランドルール
4 コンビニエンスストア支払い(I-2/II) *「収納代行」や「後払決済※」を含むと考えられる。	法律	
	その他	【収納代行関係】 II ◆ 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」(2022年4月) (一財)流通システム開発センター/日本代理収納サービス協会 【後払決済】 I-2 ◆ 「加盟店審査に係る自主ルール」(日本後払い決済サービス協会)

(1) 【サクラサイト・情報商材等】

- ① 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録の要否。
(「最終決定権限」の有無という要件による登録の潜脱。)
- ② 特定の海外決済代行が排除されずに被害が生じるという課題。
(被害を生む海外決済代行的排除のための対応の課題。)

決済手段	対象となる特別法等	
5 代金引換 (II) 銀行・郵便局の窓口・ATM での振込・振替 (II)	法律	
	その他	◆ 「代金引換サービス業務の取扱いに関するガイドライン」 (一社)全国物流ネットワーク協会
	法律	◆ 銀行法 ◆ 振込詐欺救済法
	その他	
6 インターネットバンキング・ モバイルバンキングによる 振込(II)	法律	◆ 銀行法 ◆ 振込詐欺救済法
	その他	
7 通信料金・プロバイダ利用料金 への上乗せによる支払い (キャリア決済) (I-2)	法律	
	その他	
8 電子マネーによる支払い (I-1)	法律	◆ 資金決済法(前払式支払手段)
	その他	◆ 「前払式支払手段自主規制規則」((一社)日本資金決済業協会)
9 コード決済 (I-1, I-2, II) * ①(熟成チャージ型、②国際カード紐づけ型、③ デビット型、④デビットチャージ型に分類される。 この場合、紐づけの仕方によって適用される法 律は異なる。	法律	◆ 資金決済法(前払式支払手段or資金移動) * ① ◆ 割賦販売法(コード決済提供事業者は同法の「クレジット番号等取扱締結事業者」) * ②
	その他	
10 消費者金融からの借り入れ (I-2) ▲	法律	◆ 貸金業法
	その他	◆ 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」(日本貸金業協会)

(2) 【SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺】

- ① 振込詐欺救済法の移転先口座凍結の課題。
- ② 凍結口座情報の被害者への開示が不十分という課題。
- ③ 振込先口座の有償譲渡の予防・取締が不十分という課題。

(3) 【SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺、副業セミナー商法、 大規模投資被害】

- ① 「収納代行」が本人確認義務、原因関係調査義務等が行政規制上
明記されていないという課題。

(4) 【サクラサイト・情報商材等】

- ① 決済代行の規制がなく決済情報の開示がなされない課題。
- ② 電子マネーの「チャージ」による資金移転の本人確認の課題。

(5) 【副業・セミナー商法】

- データベースの反映のタイムラグを利用した借入による被害。

(6) 【SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺】

- ① 被害の予防のための措置が不十分という課題。
- ② 海外暗号資産交換業の被害回復への非協力という課題。
(グループ会社が国内で営業しているが協力をしない)。

11 暗号資産 法律 ◆ 資金決済法

SNS型投資詐欺・ ロマンス詐欺関連

ロマンス詐欺とは

ア 消費者庁、金融庁、警察庁からの注意喚起

「暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意ください!」(令和3年4月7日最終更新)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/

出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った人に勧められて、暗号資産の投資を進めたが、その後返金されない・出金できない、連絡がとれない等とトラブルになっているケース

→ マッチングアプリで知り合った女性から、海外取引所で暗号資産を購入。詐欺だったのでお金を取り戻したい。(20代男性)

イ 国民生活センターの注意喚起

「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意をー恋話(コイバナ)がいつの間にかもうけ話にー」(令和3年2月18日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html

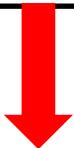
紹介者から暗号資産が振り込まれたが、手数料を支払っても出金できない。マッチングアプリで知り合った女性だと言う人物から、暗号資産(仮想通貨)の売買で資産を増やせると誘われ、海外の取引サイトに登録し口座を開設した。女性から私の口座に暗号資産が振り込まれ、預かってほしいと言われた。暗号資産の引き出し等を行うには、約75万円の暗号資産を支払う必要があるが、のちに返金すると言われたので、送金したところ、サイトから、受領のメールと72時間以内に返金するとの通知が届いたが、返金されない。(2020年10月受付 30歳代 男性)

国際ロマンス詐欺とは 典型的な手口の図

マッチングアプリ・偽広告・DM
偽警官電話が入口



LINEでの
やり取り



海外投資サイト
(FX, 暗号資産)への勧誘



加害者への支払
・銀行振込
・暗号資産送金

- ① マッチングアプリでの勧誘は大手アプリから中小まで
- ② 近時、DMでの勧誘も増え、
- ③ SNSでの著名人広告系の詐欺も多い類型。
- ④ 電話での偽警官詐欺も近時増えている。

・やり取りする相手は、機械翻訳を使った外国人であることが明らかなケースも多々あるが日本人も増えている。

・海外投資サイトの多くは、FX・暗号資産投資。
・実態があるものはほとんどない。
・サイトの実態についての検討はほぼ不要。
・欺し方のパターン
サイト上では残高が増えて見えるが引き出せない。
引き出しに税金が掛かると言われ追加請求されるのも典型。
撒き餌として、当初は一部回収できる場合もある。

・銀行送金は従前からあるが、暗号資産の場合の追跡の困難性が一つの特徴。

国際ロマンス詐欺とは なにが問題なのか

① 件数が非常に多い。

統計が、警察庁から出されているが

年間1100億円という規模となっている。

参照 警察庁「令和6年11月末におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」
(<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-touroma2024.pdf>)

② 被害回復ができない。

そもそも、**加害者の特定に至らない**、回収が困難。

ある程度特定出来た場合であっても、海外からのアクセスの場合対応が非常に困難。

参照 東京投資被害弁護士研究会「国際ロマンス詐欺に関するお知らせ&2次被害にご注意下さい」
「暗号資産（ビットコイン、イーサリアム等）での送金の類型」では被害が回復された、
つまり、金銭を回収出来た事例について、一件も報告がありません (<https://tokyotoushihigai.net/info/20221212.html>)

参照 東京弁護士会「国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点2」
「①口座凍結しても残高は少ない場合がほとんど、暗号資産で送金した場合は交換所の追跡はできても詐欺師の特定はできない、など他の特殊詐欺事案に比較して国際ロマンス詐欺案件は被害金の回収が極めて困難であること」
(https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/news/post_8.html)

対応方法 考えられる対応方法

簡単に実務上の被害回復の手段を説明したうえで、現状の課題を指摘する。

～ 被害回復の実務で何をしており、何ができているのかが分からないと、課題が理解できない

決済でない
ので簡潔に説明

マッチングアプリ・偽広告・DM
偽警官電話が入口

← 加害者情報の23条照会。

LINEでの
やり取り

← 加害者情報の23条照会。

海外投資サイト
(FX, 暗号資産)への勧誘

← サーバ運営者に対する加害者情報の照会。

加害者への支払
・銀行振込
・暗号資産送金

← 銀行については口座凍結。
暗号資産については追跡。

結論、海外からの詐欺は決済以外からでは回収困難ということ。

対応方法 入口部分 ～ マatchingアプリ・偽広告など

Matchingアプリに関して

犯人側の情報が開示されることはあるが、開示された情報からの追跡可能性は乏しい

・開示される情報の質の問題

- ・年齢確認のみ外部委託等をしており、氏名住所を確認していないケース。
- ・本人確認資料を保有していないケース。 ※ ネット経由での本人確認の偽造の容易さ。

・開示された情報からの追跡可能性

- ・氏名、住所 → 正確な場合は少ない。
- ・決済手段（クレジットカード） → 盗難カードが使われていたケース。
- ・ログインIP、タイムスタンプ等 → アクセスが国内であれば（ただしプロ責法の対象外）。
- ・SMSメールアドレス（＝電話番号） → 辿り着くことも少ないうえ海外からのケースが多い。

偽広告に関して

犯人側の情報が開示されづらいのが現状

・偽広告が出稿されたプラットフォームは広告主の情報をもっているはず。開示請求ができないか。

- ・SNS事業者は、情報開示に消極的。
参照：「SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書」（日弁連）
(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230316_5.html)

・プラットフォームの責任は？

- ・偽広告を掲載したプラットフォームの責任を追及する訴訟が係属している。

ただし、詐欺の端緒が、「Matchingアプリ → DM → 偽広告」にかわってきたに過ぎない。
根本的な対策には、入り口だけでなく、

※ **決済手段からも検討せざるを得ない。**

対応方法 LINEについて

- LINEへの誘導が**90%以上**という統計がでている。
参照：「令和6年11月末におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」
(<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-touroma2024.pdf>)
- 従前から内閣府消費者委員会でもLINEでの対策の必要性は議論されてきている。
参照：「SNSを利用して行われる取引に関する消費者委員会意見」（2022年9月2日）
(https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2022/0902_iken2.html)
参照：「第406回 消費者委員会本会議」
(<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/406/gjijiroku/index.html>)
- 2025年3月時点でもLINEは適切に

情報開示に応じない

参照：「SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める意見書」（日弁連）
(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230316_5.html)

対応方法 LINEについて

ロマンス詐欺の概要

マッチングアプリ等
での勧誘

- ・マッチングアプリ業者は
加害者の情報をもっていないケースも。
- ・保有している情報が不正確なケースも多い。

LINEでの
やり取り

- ・LINEが使われているケースが
「ほとんど」である。
- ・**LINEは、加害者の情報を開示しない。**

**SMS認証情報等を
保有している可能性が高い。**

- 情報が開示されていれば
- ・被害が回復できた、
 - ・予防に役立てられた
事例があるのではないか。

海外投資サイト
(FX, 暗号資産)
への勧誘

- 海外投資サイトの多くは、FX・暗号資産投資。
- ・実態があるものはほとんどない。
 - ・サイト上では残高が増えて見えるが引き出せない。
引き出しに税金が掛かると言われ追加請求される。
撒き餌として、当初は一部回収できる場合もある。

加害者への支払
・銀行振込
・暗号資産送金

- ・銀行送金は従前からあるが、
暗号資産は、追跡の困難性が大きな特徴。

「LINE」以前は「電話」が
詐欺行為に利用されていた

- ・電話であれば、弁護士会照会等で
加害者・関係者の情報が開示される。
- ・電話については、本人確認を規制する法規制。
(携帯電話不正利用防止法、犯収法等)

LINEは、電話と同じ機能を
果たすようになってきている。

LINEを利用した詐欺について

- ・**被害が甚大**
(ロマンス詐欺等だけで、**年間1000億円超え**)
他の詐欺師もLINEで身を隠すことを覚えてつつある)
- ・**被害が回復不能** となっている実態。

なぜ、LINE等※だけが、
法規制の外にあるのか？

なぜ、LINE等だけが、
詐欺の温床となっていて許されるのか？

※LINE、Instagram等

対応方法 海外投資サイトについて

海外FXサイトについては、現時点で直接特定のための作業は実施事例ない。なお、アメリカなどであれば、サーバー運営会社等に対する、開示の申立も検討しうるが、この点は今後の課題。特定した場合であっても、運営会社が海外だとその後の対応が困難である。

(参考)

cloudflareに対する開示請求は、いわゆる「漫画村」事件で、著名。海外で、サピーナと（漫画村は、DMCAサピーナではないが）言われる訴訟手続により、開示を受け、「漫画村」の首謀者の特定に至った。

cloudflareに対しては、DMCAサピーナを掛けた経験があるが、決済情報含め、全ての情報が開示される（ただし、米国弁護士によると、cloudflareは最近では、開示に消極的になってきたとのこと）。

ただし、海外FXサイトについては、開示請求を掛ける実効性が疑問。

- ・任意の開示請求では応じない可能性が高い。
- ・サピーナ手続は高額。
- ・海外FXサイトのサーバー等会社（cloudflareなど）は、海外FXサイト運営者の**有意な情報を持っている可能性が低い**（海外FXサイトは、容量を必要とせず、無料プランだとすると、決済情報等は保有されておらず、IPが出る程度と思われる）。

※ **決済手段からも検討せざるを得ない。**

対応方法 決済手段について

○ 暗号資産送金

暗号資産でよく利用される暗号資産

- ・ビットコイン (BTC)
- ・イーサリアム (ETH)
- ・テザー (USDT)

被害者の送金経緯

国内の暗号資産交換業者（ビットフライヤー等）に、被害者が口座を開設するよう要求され、国内の暗号資産交換業者の口座から、加害者が指定したBTCアドレスに送金させられる。

「加害者が指定したBTCアドレス」から、加害者の特定は可能なのか？

BTCは、ブロックチェーンと言われるとおり、送金先のBTCアドレスから、その先の送金等が全て把握できる (<https://btc.com/>)

ただし、「加害者が指定したBTCアドレス」や、「その先の送金先アドレス」を

誰が管理しているかという情報

は「btc.com」からでは判明しない。BTCアドレスの中には、

「暗号資産交換業者と紐付くもの」

「暗号資産交換業者と紐付かないもの」（アンホステッドウォレット）

の2種類が存在する。しかし、BTCを換金するため、どこかで「暗号資産交換業者と紐付くもの」となっているはずである。また、あるビットコインアドレスが、暗号資産交換業者と紐付くかどうか、を確認できるツールも存在する。

対応方法 決済手段について

● 送金先ビットコインアドレスを管理する暗号資産交換業者が特定された場合。

ほとんどのケースが海外の暗号資産交換業者

→ 特定の、海外の暗号資産交換所に行っているケースが多い。

しかしながら、海外だと暗号資産交換所が把握できても、
海外だと、回収に繋がらない。

端的に言えば、ブロックチェーンを辿ることで、「どこの暗号資産交換所に行っているか」は、把握できる。しかし、海外の暗号資産交換所に送金されたことがわかっていても、回収ができない。そして、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺についていえば、暗号資産送金は、

※ 回収事例は1件も報告がない。



今後、翻訳ソフトとコミュニケーションツールのグローバル化に伴って、
海外からの詐欺は一層増えると思われる。

海外に送金された場合の対応について、規制ができるのかどうか、学術的に、また、省庁においても検討しないと、今後、さらなる被害に対応できないのではないかと。

すくなくとも、**消費者被害の回復**の観点から検討する場を作らないとまずいのではないかと。
また、被害回復が困難であるなら、**被害予防に力を入れるべき**ではないかと。

【被害予防】

暗号資産送金の類型検知

被害者の行動

著名人詐欺広告から
詐欺サイトへ
誘導される

暗号資産交換所で
口座(ウォレット)の
新規開設
をさせられる

新規口座の
・ **開設直後に**
・ **アンホテッドウォレットに送金**
をさせられる

典型的に検知可能である

- ・ 新規開設であること → 容易に把握可能。
- ・ 送金が開設直後であること → 容易に把握可能。
- ・ アンホステッドウォレットであること → 判定可能。暗号資産交換業者は、
AMLの観点から**判定可能**(判定ソフトも存在する)

具体的対応は？

- ・ 上記類型を検知した場合、送金のハードルを設ける
詐欺の可能性が高い旨を**ポップアップで明示**する
- ・ **送金実施まで期間をおく**(1~3日)ようにしてキャンセル可能にさせる
- ・ 顧客に**詐欺の可能性を個別に連絡**をする

※既に実施している暗号資産交換業者もある。ただし、犯罪者は、対策ができていない暗号資産交換業者で、口座の新規開設を、被害者にさせるようにしている。すべての暗号資産交換業者が**足並みを揃える必要**。場合によっては、**行政・交換業協会の指導が必要とも思われる**。

【被害回復】

暗号資産送金の送金先への対策

送金後の状況

被害者の
暗号資産口座
(ウォレット)から送金

詐欺サイト(偽FX
サイト等)で指定さ
れたアンホステッ
ドウォレット

いくつかの
ウォレットを
経由

海外の暗号資産交換所の
ウォレット ※送金先の多くが
・ B社 (グローバル) や
・ F社 (グローバル)

問題点は？

- ・ブロックチェーンであるため、被害者の送金した暗号資産は追跡可能である。
※ 被害者の暗号資産が、B社・F社の海外法人等に送金されていることは判明している。
- ・ただし、**海外の暗号資産交換所は、口座の凍結にも、送金先名義の開示にも応じない。**
- ・海外では、当局が、米国法人に対する指導で、他国のグループ法人に対応させる事例もある。

具体的対応は？

「被害金が送金された海外の暗号資産交換所」の「**国内のグループ会社**」への働きかけを実施することで、対応できないか。

- ・ **巨額な詐欺被害金が、日本から特定の海外暗号資産交換所に送金されているのに、被害回復に協力しない。その国内グループ会社が日本で許認可を得て、営業を実施しているのは問題があるのではないか。**
- ・ 被害金がグローバル本社に送金されていると、被害者が、日本のグループ法人に連絡した場合には、日本のグループ法人から、グローバル本社に対して、口座の凍結にも、送金先名義の開示などの協力をさせるよう行政から指導すべきではないか(具体的には被害者に対する対応をガイドライン等に記載)
- ・ なお、米国の事例については(「SNS型投資・ロマンス詐欺対策として講ずべき措置について」・世取山茂・警察政策27巻144頁)。

2 対応方法 銀行振込型の場合の被害回復方法

○ 銀行振り込みの場合の被害回復の実情

暗号資産送金と異なり、**銀行振込の場合、被害回復が一定程度可能**である。

ただし、現時点では、被害回復を阻む、運用上・制度上の課題が複数存在する。

○ 銀行振り込みの場合の被害回復の方法

非常に簡単に説明すると、

- ① 振込先口座・移転先口座を、振り込め詐欺救済法に基づき凍結して、
 - ② 凍結口座から回収する、
- という方法である。

【参考】

振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）

第三条

金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。

対応方法 回収を困難とする事情

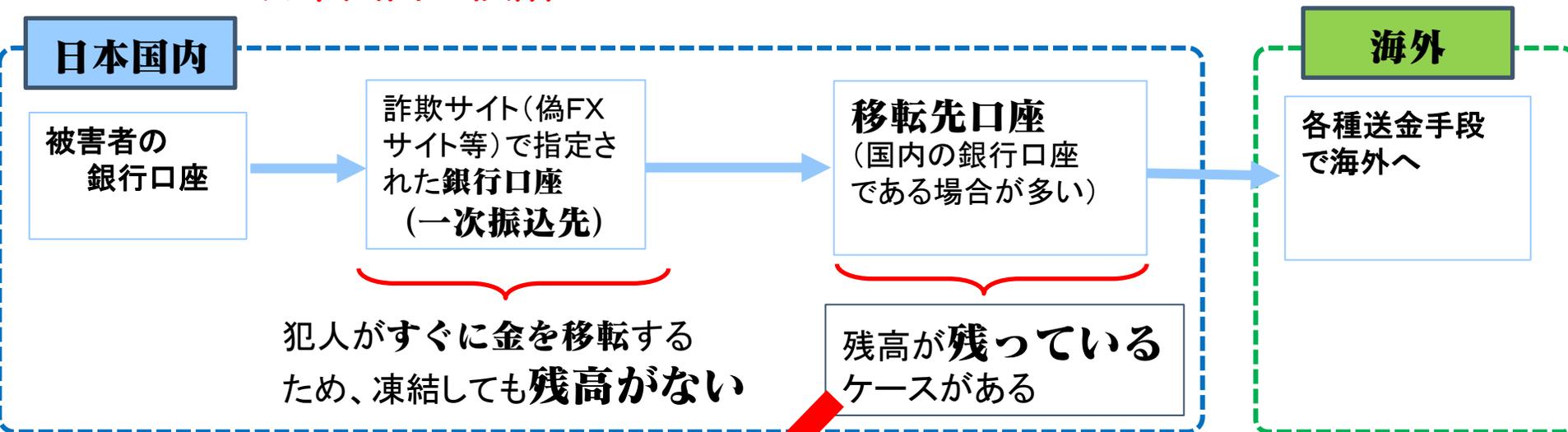
○ 直接の振込先口座

被害者が指定される振込先口座。
「偽のFXサイト」の「入金用口座」として指定される。

振込の**都度、異なる口座（個人や法人名義）を指定**される。
∵詐欺に使う口座は他の被害者の入金先にもなっており、口座凍結されていくため。

○ 詐欺被害の金銭の行方。

詐欺被害にあった金銭は、最終的に海外に行くが、国内の口座を転々とする事となる。
いかに日本国内の段階で止められるか、が被害回復のカギである。



課題 移転先に残高があるのに**凍結できていない**。
移転先の情報を**被害者が把握できていない**。

回収が困難
となっている

対応方法 移転先が凍結できない現状

○ 銀行振込型の課題① 移転先に残高があるのに凍結できていない。

●法制度の内容

振り込み詐欺救済法に基づく口座凍結は、**移転先口座の凍結**も求めている

(振込詐欺救済法2条4項2号「専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であつて、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みに係る資金と実質的に同じであると認められるもの」)。

●どうやって移転先を凍結するのか？

一次振込先口座の銀行から、移転先口座の銀行へ情報を通知し、凍結するフロー。

- ・ 一次振込先口座の銀行 → **移転先口座の銀行への情報提供が不十分。**
- ・ 情報提供を受けた移転先口座の銀行 → **移転先口座の凍結の実施が不徹底。**

参考:全銀協「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」報告書について(2025年3月31日)にて検討が進められている

●行政による銀行への指導

一次振込先銀行からの**通知の徹底** ・ 情報提供を受けた銀行の**凍結の徹底**

参照:預金保険機構「振り込み詐欺救済法に基づく検査関連チェック項目」**「Ⅲの1」**

「犯罪利用の疑いのある預金口座等において他金融機関への資金移転等が疑われる場合、移転先の金融機関に対して法及び主務省令で定める事項を通知しているか。」(<https://www.dic.go.jp/katsudo/tachiiri.html>)



SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の激増に応じて金融機関が、**人員不足で対応できていないのではないか。**
監督行政庁も、同様に、**監督に人員を、割り振れていないのではないか。**

被害規模からすれば対応にコストをかけるべきではないか。

対応方法 移転先の情報が被害者に開示されない現状

○ 銀行振込型の課題② 移転先の情報を被害者が把握できていない。

●問題点

残高が残っている移転先口座の情報を被害者が把握できない。

その理由は、金融機関が、**移転先の情報を被害者に開示しない**からである。

その結果、被害者からの移転先口座の凍結要請ができない。

被害者が、移転先口座から回収することができない、ということになる。

●対応は？

・被害者への情報開示

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインへ」の記載

※ 被害者から凍結口座の情報開示の弁護士法23条の2の照会があった場合、取引履歴も含めて開示すること

※ 先例として郵便の転居届の開示については、同総務省ガイドラインに記載して解決を図っている。

●なお、一部の開示されたケースから、海外送金の状況が把握できている(次のページ)。

被害者に移転先情報が開示されると、

海外にどのように送金されているかの実体が明らかになる。

対応方法 移転先の情報が被害者に開示されない現状

○ 銀行振込型の課題③ 振込先口座の有償譲渡の予防・取締が不十分という課題。

●問題点

振込先口座は、闇バイト等により、売られた口座であることが多く、口座の有償譲渡は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金とされている(28条2項後段)。

この点、「預貯金通帳等の譲渡等」の令和4年度の**検挙件数は2951件**
(「令和5年12月 犯罪収益移転 危険度調査書」の87頁)とされている。

一方で、令和5年度中の振り込め詐欺救済法に基づき

消滅手続が開始された口座数は4万9022件とされている(「令和5年度 預金保険機構年報」の83頁)。

検挙件数は増加しているものの、被害件数の増加に比して、対応が追いついていない現状がある。

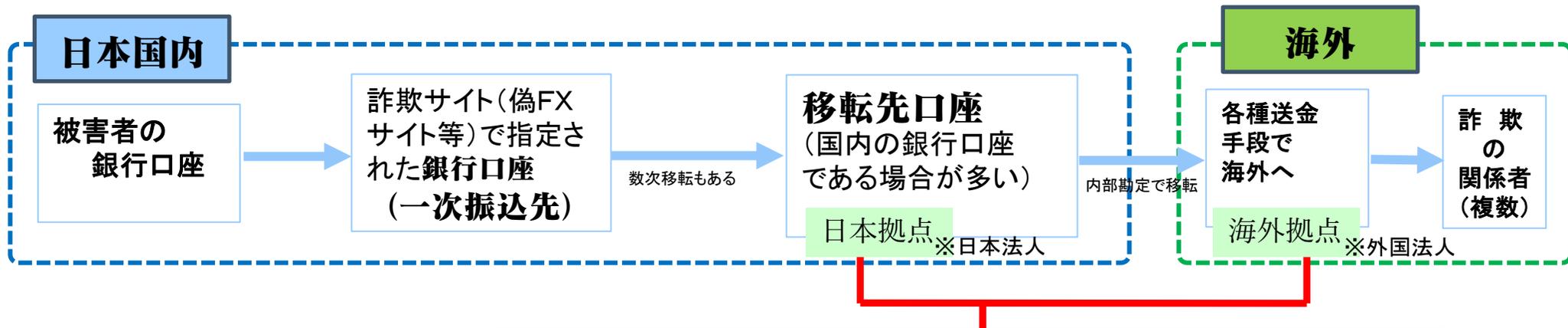
犯罪による収益の移転防止に関する法律

第二十八条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約(別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

対応方法 詐欺被害金の海外への資金の流出

○ 海外からの詐欺被害。どうやって海外に金に移転しているか



- ① 日本法人は海外法人の「収納代行」と称し、日本法人に振り込まれた金銭を、海外法人に内部勘定で即座に移転し、後日、バルク送金している。
- ② 口座開設がされている日本の銀行は、真の送金人や真の受取人が不明である。
- ③ 上記の方法で巨額の資金が海外に移転している。

日本支店の収納代行業者は、詐欺への関与の責任を否定することがある。

- ・ 収納代行(代理受領)であって、為替取引に該当しない。
- ・ 資金移動業者ではなく、犯罪収益移転防止法上の特定事業者ではない(本人確認や疑わしい取引の届出義務等の義務も負わない)

との主張がなされる。しかしながら、実態としては、「海外拠点の顧客」に対して、**事実上、日本の銀行口座を代理で開設していると同様のサービスを提供**をしている。

また、別の問題として、「収納代行」業者の利用するバーチャル口座の凍結については、バーチャル口座を止めようとする、親口座を止めざるを得ないため、国内銀行側も全部の取引を止めることになるとして差止めを躊躇して、振り込め詐欺救済法の凍結ができないケースも報告されている。

参照 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書

「クロスボーダー収納代行の該当性を判断するに当たっては、収納代行業者が金銭債権を有する債権者からどのような依頼を受けているかによって判断することとなる。」とされている。

上記の趣旨からすると、本来は、債権債務の発生していない者からの委託を受けた資金の移動は為替取引であるから、詐欺サイトからの資金を移転しているようなクロスボーダー送金業者の行っているサービスは為替取引であり、資金移動業の登録をしていないのであれば、無登録営業となる。

サクラサイト・ 情報商材詐欺関連

サクラサイト等の被害の分類

悪質サイトは法的な分類ではないが、大きく**3つに分類**されることが多い。

- ① サクラサイト
- ② 情報商材サイト
- ③ 悪質な占いサイト

まず、「**① サクラサイト**」とは・・・

“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを言います。このような“サクラサイト”でお金を支払ってしまったという相談があとを絶ちません。国民生活センターでは、このような手口を“サクラサイト商法”と呼んでいます。

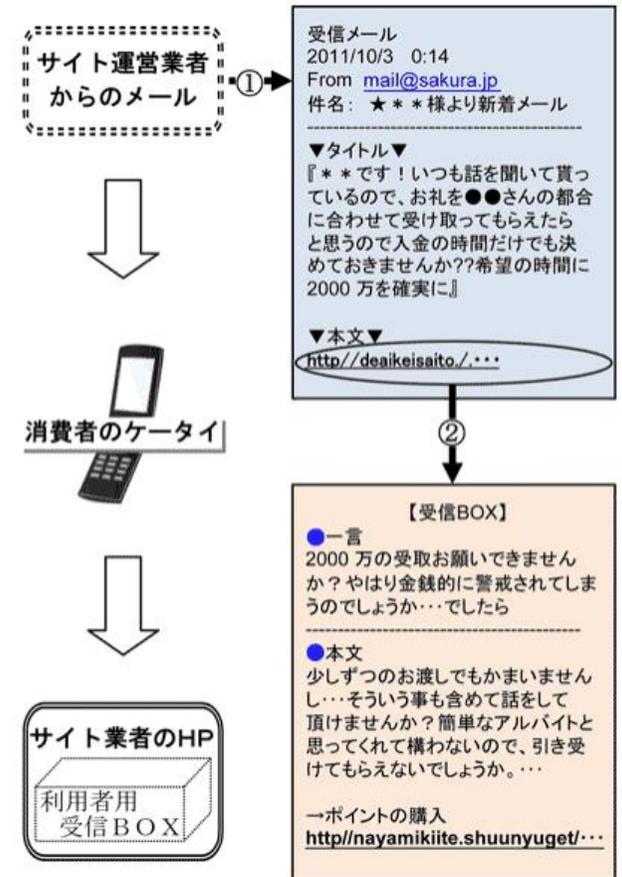
(国民生活センター 「詐欺的“サクラサイト商法”トラブルについて」
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sakurasite.html)

【事例1】

無料SNSサイトで、好きなタレントのページにリンクをはって利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、「事務所に内緒なので、別サイトでやりとりしたい」と別のサイトに誘導された。**メール交換のためのポイント購入で260万円**支払ったが、だまされたのだろうか。

【事例2】

高収入の人と連絡先を交換できるというメールが届き、サイトに登録した。すると、「800万円を援助する」というメールが届いた。援助を受けるための手続きとして、数千円を振り込んだが、その後、数十万円の請求をされるようになり、3日間で約180万円を振り込んでしまったが、収入は得られなかった。



サクラサイト等の被害の分類

「② 情報商材サイト」とは、

情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。PDF形式などの電子媒体で取引されることが多く、パソコンやスマートフォン等を使ってダウンロードや閲覧をすることができます。

(国民生活センター「儲けをうたう情報商材のトラブル」 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201901_01.pdf)

【事例1】SNSで「1日1通のメール送信で月50万円儲かる」と勧められ、サイトや動画を見ると、代表者の苦労話等があり経験豊富で信用できると思った。「通常100万円だが、24時間以内に申し込めば約30万円にする」とあったので、クレジットカード分割払いで購入したが儲けはなかった。その後さらに面談に応募し、「一生サポートし、コンサルティングする」と言われたので、約120万円の代金を4社のクレジットカードで分割払いしたが、何もしてもらえなかった。返金を希望したが断られ、その後電話が繋がらない。

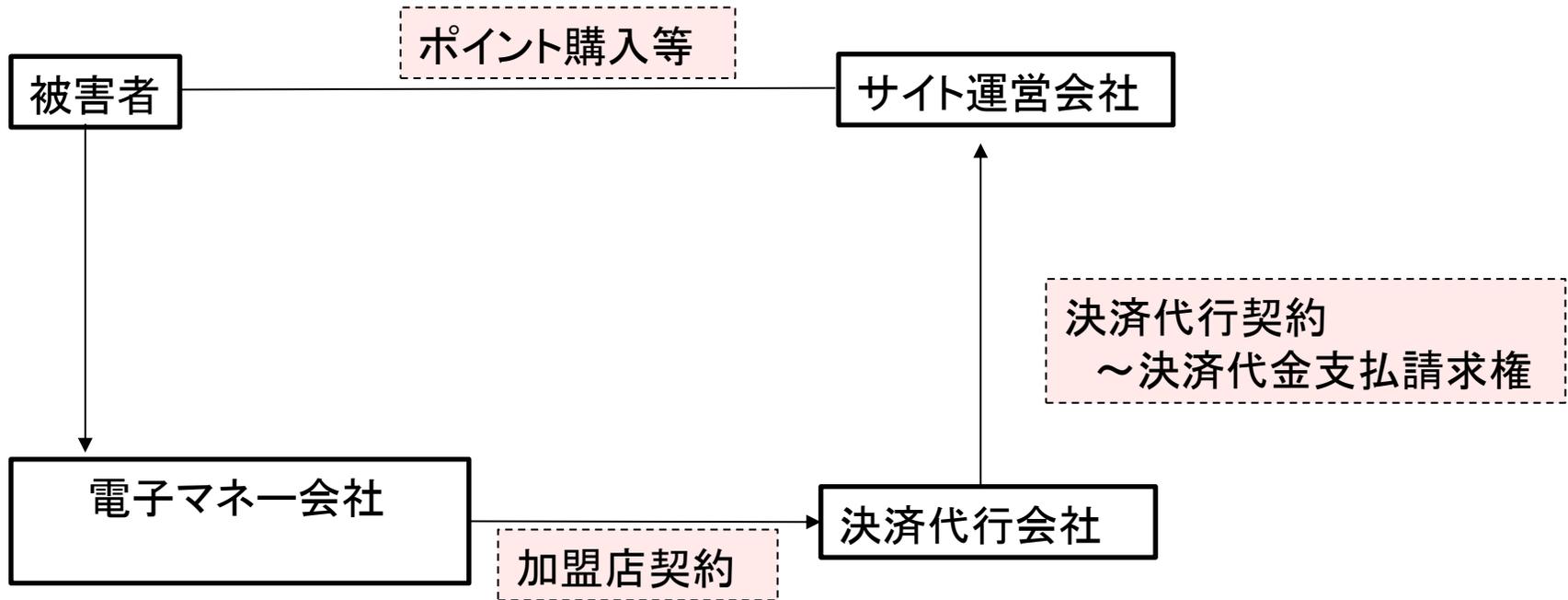
【事例2】SNSで、毎月高額な利益を得られるFXの情報商材や指導の宣伝をしていた。月利50%で1カ月当たり20万～30万円稼いでいるという動画広告もあった。無料セミナーに出かけると、「簡単に誰でも利益を得られる」と強調され、今日なら100万円が約40万円と言われ、コンサルティング委託契約書を交わした。情報商材をダウンロードし、助言を受けながら行ったが、結果が出なかった。すると、当該事業者のサイトで月利100%の「特進コース」があると知り、指定されたホテルの喫茶店で話を聞いて、今日しか契約できないと言われ、110万円をクレジットカードで支払うことにし、契約した。50万円は一括払いで、60万円は毎月5,000円のリボ払いである。SNSで教材が配信されたり、動画で受講するシステムだが、内容は極めて一般的なもので価値を見いだせない。

表 情報商材の特徴

	情報商材の例	情報商材に関連して販売されるソフトウェア等の例
副業関連	ブログやアフィリエイト、コピー&ペーストで稼ぐネットビジネス、動画や写真を投稿・配信して広告収入で稼ぐ方法、転売ビジネス等	アクセス数増加ツール、アフィリエイト用ソフトウェア、商品検索ツール、動画編集ソフト等
投資関連	FX、アービトラージ、バイナリーオプション、仮想通貨等の投資方法、投資情報等	FX投資用ソフト、自動売買ツール等
ギャンブル関連	パチンコ、競馬、オンラインカジノ、海外ブックメーカー等の攻略情報等	競馬予想ソフト等

サクラサイト等に使われる決済手段

被害者と、サイト運営会社との間で、ポイントの課金や売買契約等がなされるが、決済手段は、多くの場合、以下のような形になっている（電子マネーの場合の例）。



サクラサイト等に使われる決済手段の説明

決済手段として使われるのは、以下のようなものが多い。

- ① クレジットカード
- ② 電子マネー
- ③ 銀行振込
- ④ その他の決済手段が使われることもあるが件数は少ない。

最も多いのは、クレジットカードであり、続いて電子マネー、銀行振込である。その他の決済手段が使われる場合も多くはないが事例としては存在する。

サクラサイトに使われる決済手段の説明

(1) クレジットカード

サイト運営会社が、直接の加盟店になっていることは、ほとんどなく、ほぼ全ての事例で

「決済代行会社」が間に入っている。割販法改正により、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として、登録制になり、加盟店調査義務が課されている。<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/kappuhanbaihoatobaraibunyanogaiyofaq.html>)

「問4 登録対象となる「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」とは、どのような事業者ですか。」

「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」とは、販売業者に対して、クレジットカード番号等を取扱うことを認める契約（加盟店契約）を締結することを業とする事業者を言い、これに該当する場合、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として登録が必要となります。なお、外国法人が日本国内で当該事業を行う場合は、国内営業所の登録が必要です。」

「問5 加盟店契約の締結を決済代行業者が仲介しているときに、アクワイアラーと決済代行業者どちらが登録対象となりますか。」

「決済代行業者が加盟店との契約締結について、アクワイアラーから包括的に授權され、**実質的な最終決定権限**を有し、加盟店管理を行う場合には、**決済代行業者は登録が必要**です。他方で、決済代行業者の業務が例えば一次審査を行うにとどまり、最終決定権限はアクワイアラーが留保している場合（登録アクワイアラーの下で加盟店管理業務の一部を行う場合）には、登録は不要です。

登録を受けるべき者については、アクワイアラーと決済代行業者間の契約に基づき、どちらが加盟店に対するクレジットカード利用の承諾権限を有しているかにより、判断されることとなります。契約上、加盟店契約の締結について最終判断権限を持つ者が登録対象となり、責任をもって加盟店管理をする義務がかかります。」

「問8 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者には、法的対応として何が求められますか。」

「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者には、主に以下の法的対応が求められます。

①加盟店調査及び措置

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止のため**加盟店調査を行うことが義務付けられます**。加盟店調査は、具体的には初期調査と途上調査に大別され、途上調査はさらに定期調査と随時調査に分けられます。クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、初期調査を実施した結果、カード番号等の適切な管理等が不十分であることが判明した場合には、加盟店契約を締結してはならず、途上調査を実施した結果上記が判明した場合には、必要な措置を早急に講じるべく指導等を行わなければなりません。」

②クレジットカード番号等の管理

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、加盟店契約の締結に係る業務を実施するにあたって取得した購入者等のクレジットカード番号等及び当該クレジットカード番号等に付随した利用者又は購入者等の個人情報（氏名、住所等）、購買情報（購入日時、場所及び購入時のサイン情報等）の漏えい等の事故を防止するための安全管理措置、従業者の監督をしなければなりません。」

サクラサイトに使われる決済手段の説明

(2) 電子マネー

使われることが多いのは、ネットライドキャッシュや、ビットキャッシュ等の、コンビニで購入ができるもの。

(電子マネーの仕組み)

- ① 被害者はコンビニなどで、5000円～5万円程度の決まった額の額面が記載された電子マネーのIDが記載されたカードを購入する。(IDは数字や文字列で10桁以上などのものが多い)
- ② 被害者が、電子マネーのIDを、サイト運営会社に通知し、サイト運営会社は、決済代行を通じ、若しくは、直接、電子マネー会社から当該IDにかかる支払をうける。

「法的な規制」

資金決済法の第三者型の前払式支払手段(3I)としての規制(10I③)を受けることになる。また、金融庁「事務ガイドライン」(<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/05.pdf>)の「II-3-5」において、発行者の加盟店管理責任が規定されている(具体的事項として、同II-3-5-1)。

「第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、**公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要**がある。

なお、法第10条第1項第3号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。

また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。」

※ 決済代行会社が入っていることが多いが、サイト運営会社が直接、電子マネー会社の加盟店となり取引している場合もある。決済代行については、割販法のような直接の法規制はない。

※ **取引履歴の開示をしないことが問題となる。**

サクラサイトに使われる決済手段の説明

(3) 銀行振込

直接、サイト運営会社に振り込まれる場合もあれば、サイト運営会社のグループの他の会社名義を利用することも多々ある。また、決済代行会社が決済代行用の口座を貸すこともある。

(参考：東京地裁平成 29 年 5 月 10 日判決

http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201902_15.pdf,
福岡地裁平成31年2月22日判時2418号104頁)

サイト運営者の責任の法的構成

(1) サクラサイト

サクラサイトにおいては、かつては出されて、いわゆる「サクラ」は、サイト運営会社と無関係であるとの主張がなされていたが、下記のような高裁判決があり、違法性は基本的に認められると考えて良い。

(東京高裁平成25年6月19日判決。 https://sakurahigai.kyogikai.org/wp-content/uploads/2018/05/TokyoKousai_Judgement250619.pdf。サクラサイト被害全国連絡協議会のウェブページより。)

「そして、高額な利用料金を支払わせることによって利せられるのは被控訴人においてほかにない（本件各相手方が、控訴人と同様のサイトの一般の会員であるとすれ、頻回のメールの送受信には当事者双方にとって高額の利用料金の負担義務が生じるから、当事者にとって利益はない。）。それにもかかわらず、本件各相手方が控訴人に利用料金を支払わせようとしている事実は、本件各相手方には利用料金の負担義務が課せられていない事実及び本件各相手方が被控訴人の利益を意図して行動している事実を推認させる

…（中略）…したがって、控訴人が本件各サイトにおいてメール交換した本件各相手方等は、

一般の会員ではなく、被控訴人が組織的に使用している者（サクラ）であるとみるほかはない

…（中略）…控訴人に役務ないし利益の取得のため、送受信等を多数回繰り返させたり、上記資金援助等の目的達成のためには虚偽の暗号送信等の手続が必要であるとの虚偽の事実を申し向けてその旨控訴人を誤信させ、利用料金名下に多額の金員を支払わせた**詐欺に該当するもの**というべきである。」

(2) 情報商材サイト

情報商材についても、法律構成はともかく、違法性は認める裁判例が多い。

① さいたま地裁川越支判令和2年7月29日

「実際には容易に金銭を稼ぐことはできないのにこれができるなどと説明してその旨原告に誤信させ、これにより原告は本件契約を締結して代金を支払うこととなったものと認められる。したがって、当該被告会社の従業員ないし被告は**民法709条の不法行為責任**を負う。」として、不法行為責任を認めた。

② 東京地判令和元年7月3日

「本件広告及び本件勧誘動画は、**特商法12条で禁止されている誇大広告に該当するものであり、刑事罰の対象にもなるもの**であるから、本件広告及び本件勧誘動画を利用した本件商品の勧誘は、不法行為法上違法と評価すべきものである。」として、不法行為責任を認めた。

③ 東京地判令和3年12月27日

「本件メール、本件動画及び本件サイト等の内容は、いずれも、本件クラブ等に入会し、本件ソフトウェア等を入手すれば、何もしなくても、最低でも1年で1000万円の収益を上げることができることを、扇情的かつ断定的な言辞を多用しながら、繰り返し強調するものであり、他方で、上記収益が必ずしも保証されていないことが十分に注意喚起されているとは言いがたいものであると認められる。」としたうえで、**不実告知及び断定的判断の提供に該当**し、消費者契約法4条1項に反する違法なものであるとして、会社法429条1項に基づく損害賠償請求を認めた。

④ 東京地判令和2年6月12日

「被告は、代金額に見合う本件情報商材の提供により確実に収益が挙げられる旨説明して、原告にその旨誤信させ、その結果、原告に本件会社との間で本件契約を締結させ、代金として150万円を支払わせたといえるから、被告は**詐欺による不法行為責任**を免れないというべきである」として不法行為責任を認めた。

違法性が認められるのであれば問題ないのでは？

→ サイト運営者はすぐ逃げるので資力がなく、**決済手段からの回収しかない。**

決済手段として関与した者の責任

(1) 口座の提供者

- 東京地裁平成 29 年 5 月 10 日判決 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201902_15.pdf

Y1（収納代行業者）、Y2（Y1 の代表取締役）、Y3（収納代行業者）、Y4（Y3 の代表取締役）

「本件サイトはいわゆるサクラサイトであり、本件サイト運営者は、自らまたはサクラであるAらを使って、Xに対して資金供与を受けられる旨の虚偽のメッセージを送信し、これを閲覧したXをしてその旨誤信させ、ポイント購入を名目に多額の金員を支払わせたいいわゆるサクラサイト商法により、Xに対する詐欺を行っていたものである。また、Y1およびY2は、自らの行為が、**振り込め詐欺における「出し子」に当たることについては、十分認識しており、本件サイト運営者と共謀して詐欺行為を行っていた**ものというべきである。さらに、Y3およびY4も、本件サイト運営者と一体となって詐欺行為を行っていたものである。」

「Y1およびY3は、収納代行業者であり、Y2およびY4はそれぞれの会社の代表取締役であり、両社とも他に従業員はいない。Y1およびY3は、2015年4月、セーシェル共和国に所在すると称する、本件サイト運営者のDと名乗る者から「御社サービスをお申込したくご連絡致しました」との日本語のメールを受け取り、その後もすべて日本語でのメールでやり取りし、また、Y2は電話でDと日本語でのやり取りをし、本件サイトが出会い系サイトであること、口座が止められる可能性があることを知ったが、Dの本人確認書類を要求することも、サイト運営会社の会社情報の照会をすることもないまま収納代行業務を行う契約をした。その際、Dが知らせてきた電話番号は無関係な第三者のものであることが後日判明した。 Y1は、当初は、事務所近くのATMから1日2回現金を引き出し紙袋に入れた状態で本件サイト運営者の指示した人物に駅近くの屋外喫煙所か喫茶店で引き渡していた。上記口座が凍結された後に、Y1は直ちに新しい口座を提供し、1日数回、多いときは1日に6回の不自然な引き出し行為を行い、引き出す度に上記と同様に現金を手渡ししていた。Y3についても、相手方の確認もしないままに口座を提供し、口座に振り込まれた金員を頻繁に現金で出金し、本件サイト運営者に直接手渡していた。」

※ 但し、収納代行業者間の関連共同性は否定した。

※ 収納代行の責任というよりは、運営者と共謀という認定。

決済手段として関与した者の責任

(2) 電子マネー発行会社

電子マネー発行会社の加盟店管理責任の裁判例

(東京地裁平成27年6月25日判時2280号104頁)

(東京高裁平成28年2月4日 <https://sakurahigai.kyogikai.org/wp-content/uploads/2018/05/TokyoKousai290204.pdf>)

サイト自体は、サクラサイトの事案

判決としては、請求棄却であるが、**電子マネーの発行会社の法的責任の規範**を示している。

「資金決済法の規定を前提とする**金融ガイドラインに示されている確認や対応を怠り、そのために本件電子マネーの利用者に損害が生じた場合**には、電子マネーの利用者に損害を生じた場合には、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務に違反するものとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うと解すべきである。」

「電子マネー発行会社と加盟店の関係は、信販会社と加盟店との関係とは異なるから、(中略)控訴人が主張するような加盟店管理義務があるとは認められない。」「もっとも、電子マネー発行会社が加盟店の販売している商品や役務が公序良俗に違反することを認識しながら、あるいは認識することができたのにこれを認識せず、加盟店契約を継続して決済代行を行った場合は、上記加盟店に対する確認や対応を怠ったものであり、損害賠償責任を負う余地がある。」

(東京高裁平成28年2月4日 <https://sakurahigai.kyogikai.org/wp-content/uploads/2018/05/TokyoKousai290204.pdf>)

決済手段として関与した者の責任

(3) クレジットカードの決済代行

決済代行は、カード会社（アクワイアラー）の加盟店資格を有しない販売業者（サイト業者）の代金決済について、アクワイアラーの包括加盟店となってクレジット決済を取り次ぐ事業者。

その他の決済手段提供者も同様であるが、**サイトの違法性を認識し得たにもかかわらず、漫然と契約を継続した**ことを義務違反の内容とするのが裁判例の趨勢である。

法的な構成としては、準委任・委託契約関係の付随義務や、信義則上の義務として、加盟店審査義務・加盟店管理義務とすることが多い。（東京高裁平成26年11月11日・<https://sakurahigai.kyogikai.org/?p=169370#20261111>）

プラットフォームの責任

(4) プラットフォーマーの決済代行

特に、情報商材については、その取引に関与する者として、決済関係者のみならず、情報商材の取引の場を提供する、いわゆる「プラットフォーム」が、その被害拡大に大きく寄与しているのが現状。

その関与の度合いは、さまざまありうるが、①取引の場の提供、②情報商材の広告への関与、③決済代行業務の実施、などの各要素が複合的に絡み合っている。

情報商材に関して、決済代行業者かつプラットフォームの責任を肯定した裁判例（さいたま地判令和5・7・12。「**サクラサイト被害救済の実務**」第2版117頁以下）がある。

【判決概要】

プラットフォームかつ決済代行を行っていた業者について、

- ・ 当該業者が「殿堂入り」させた商材に詐欺的な説明が多く含まれていたこと、
- ・ 当該業者が案内した商材にも高額で安定的な利益があること、
- ・ 少人数の限定募集であることを殊更強調するものであること、
- ・ 自社のサイトを通じて紹介することで、決済代行を担当する商材が多いほど当該業者も利益を得られる関係にあること、

などを根拠に、当該業者の審査は誇大表現等の掲載を阻止し得ない形骸的な審査となっており、

むしろ、当該業者が購入を推奨していた他の詐欺的な商材と同様に、

当該商材についても自らが詐欺的な商品・勧誘方法であることを十分に認識して利用者が購入することを認容していたとして故意の幫助による不法行為責任を認めている。

※ 決済代行の加盟店管理責任というよりは、故意の不法行為責任を認定した事案。

事案の処理の流れ（交渉・法的手続）

事案の処理の流れとしては、まずは事実確認を行なう必要がある。

それを踏まえて、**法的手続を検討する**こととなる。

（1）交渉・法的手続

- ① 任意交渉
- ② チャージバック手続
- ③ 口座凍結
- ④ 仮差押
- ⑤ 本案訴訟提起

① 任意交渉

a 対決済代行会社

•通知書の送付先

クレジットカードについては、明細から。

電子マネーについては、電子マネー発行会社から回答を受ける。

•通知書を送付し（迅速性からFAXでのやり取りの場合が多い）、**請求留保、取消しの交渉**を求めている。

•通知書には、

クレジットカード番号を記載し、当該クレジットカードにかかる決済の一覧の提出を求める。

当該サイトの違法性について、法的構成・事実関係を端的に記載する。

決済代行会社の加盟店管理責任についても明記する。

•実際の交渉においては、決済代行会社が取消しを行なうケースもあれば、サイト運営会社との交渉を促されることもある。サイト運営会社と連絡が付かない場合、決済代行会社から連絡をするよう促すこともある。

事案の処理の流れ（交渉・法的手続）

① 任意交渉

b 対サイト運営会社

- 通知書の送付先
サイトの種別によっては、サイト内に連絡先の記載がないこともある。
電子マネーについては、電子マネー発行会社に問い合わせることとなる。
- 通知書の記載は、決済代行会社と同様、履歴を全てだすようにもともめ、**契約の全ての取消し及び損害賠償**等の法的構成も記載する。

c 対クレジットカード会社

- 通知書の記載は
請求書の明細の会社の連絡先等についての開示を求める。
分かっている範囲の明細は列挙した上で、**請求の留保、請求の取消し、チャージバック処理**を求める。
- サイト運営会社や決済代行と交渉をしている間は、原則として、請求が留保される。

d 対電子マネー発行会社

- 履歴の開示を求めたうえで、**取消し処理**を求める。
- 電子マネー発行会社の場合、決済代行業者が入っている場合と、いない場合の両方がある。
- 決済代行業者が入っていた場合は、別途決済代行業者にも通知を送る。

事案の処理の流れ（交渉・法的手続）

② チャージバック手続

- チャージバックリーズンとして、主張しうるのは「サービス・商品の不提供」等があげられる。情報商材等であれば、クリックするだけで1日3万円が必ず儲かるツール等の説明にもかかわらず、説明に対応するサービス・商品が提供されていない、といいうる。
- チャージバックの申請書については、書式が郵送されることもあるが、経緯説明書を補充し、資料も添付する場合もある。

※（チャージバック等の措置を取らなかったことをもって損害賠償責任を認めた裁判例）

東京地裁平成21年10月2日判決 https://sakurahigai.kyogikai.org/?page_id=169180

「原告は、割賦購入あっせん業者として、購入者から、加盟店との間の契約における抗弁事由をもって支払停止の申立を受けた場合、その抗弁事由の内容及び理由について、購入者の協力を得ながら十分調査を行い、それまでの間はむやみに支払請求を行わないよう努めるべきである。・・・そして、本件のように、1回払いを選択したこと等により、抗弁を原告に対抗し得ない購入者からクレームを受けた場合には、原告においては支払請求を停止すべき法義的務はないものの、購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないよう協力すべき信義則上の義務を有するものというべきである。」

【現時点での課題】

(1) 海外の決済代行の問題（未解決のままの課題）

- ・サクラサイト業者が海外、かつ、決済代行業者が海外の場合については、現時点でも、訴訟提起が困難であり、カード会社経由の交渉以外に解決手段がない。
- ・サクラサイトに利用される**海外の決済代行業者は、ほぼ特定されているが、排除されずに残っている。**

(2) 電子マネーの決済代行業者が苦情処理に対応しない

電子マネーの決済代行業者が、**取引履歴を被害者に開示せず、被害者が控えを紛失していると被害回復に繋がらない。**電子マネーの決済代行については、法規制がなく、被害回復に実務上支障が生じている。

(3) 電子マネーのチャージ・移転の問題（新たな課題）

- ・新たな被害類型がでてきており、規制が緩いところに、悪質業者は流れていく可能性がある（詳細は次ページ）。

電子マネーのチャージ・移転の問題（新たな課題）

【従前】

これまでのサクラサイト等の被害事案では、コンビニで販売される電子マネー（第三者型前払式支払手段）が利用された場合、決済代行業者が入って決済されることが多く（直接決済型）、決済代行業者との交渉により被害回復される事案が多かった。

【近時の課題】

- ① コンビニで販売される一部の電子マネーについて、「残高引継」が可能。
- ② そして、当該電子マネーでは、**引継先のIDについて本人確認をしていない（法律上も義務づけられていない）**
- ③ 利用先が、オンラインゲーム等であると**決済先も本人確認をしていない。**
- ④ 結果、被害回復ができない事例が増えている。

残高引継とは・・・

「移動元」の電子マネーのIDと、「移動先」の電子マネーのIDを指定することで「移動元」の電子マネーの残高を、送金することが可能となる。

サクラサイト類型について

(2) 電子マネーのチャージ・移転の問題（新たな課題）

【何が問題か？】

- ・ 資金移転にも関わらず、**本人確認がなされていない**ため、被害回復ができない。
- ・ 他の決済手段における規制が厳しくなっていけば、緩い規制しかない決済手段である電子マネーを利用するようになることが予測される。

【法規制は？】

- ・ 令和4年の資金決済法改正
「高額電子移転可能型前払式支払手段」
（高額とは、1回あたりの譲渡額・チャージ額が10万円超若しくは
1カ月当たりの譲渡額・チャージ額が30万円超の場合をいう）
については本人確認が義務付けられることになった（施行：令和5年6月1日）。
- ・ 電子マネーの譲渡型による決済が行われた場合、総額では高額となる被害であっても、少額の電子マネーにより多数回の決済がなされ、それぞれがRMT業者（転売業者）等を介して、複数の者に転売されれば、「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当しないとして、本人確認は義務付けられない可能性がある。
- ・ 本人確認をより厳格にしなければ、今後の被害回復が困難になるおそれ。

副業・セミナー詐欺

副業・セミナー詐欺

【現時点での課題】

- ・副業・セミナー商法の激増（既に他の委員からも報告があるために簡潔に）

【背景・手口】

- ・近時、相談件数が激増しているいわゆる、「副業・セミナー詐欺」においては、決済方法が、クレジットカード等の、「取消可能」（すなわち被害回復が可能な）類型ではなく、借入をさせたうえで、現金を交付させる形が取られることが多い。
- ・上記の詐欺類型は、若年層が被害に遭うケースが多いものであるところ、簡単に借入が可能な金額は50万円である。
- ・そして、サラ金1社から50万円を借入をした場合、データベースに登録され、他社からの借入は、本来はできないこととされている。
- ・しかしながら、「副業・セミナー詐欺」においては、データベースの登録のタイムラグを利用して、ネットでの申込を、ほぼ同時に行うことで、借入の総量規制を潜脱させて、概ね4～5社の借入をさせた結果、被害額が200万円と多額にのぼることとなっている。
- ・これは、被害者に、リモートデスクトップアプリ（「Anydesk」というツールのことが多い）を入れさせて、加害者側が、被害者のスマートフォンを遠隔操作（もしくはリアルタイムで閲覧しながら指示をする）ことによって、上記の、借入の申し込みをほぼ同時に行わせることを可能としているためである。
- ・口座凍結を回避するために、振込先口座は別名義の会社のケースが多く、その場合、**収納代行であるから振込先は責任を負わないと主張するケース**がある。
ただし、他の顧客を有しているわけではなく、単に仲間内で会社名義を貸すパターン。
→ 収納代行の性質とは別個に、引き出しの不自然性等から、法的責任が認められる裁判例が複数。
（サクラサイトの事例等を参照。東京地裁平成 29 年 5 月 10 日判決）

近時の大規模投資詐欺被害

大規模投資詐欺被害類型

○ SNS型投資・ロマンス詐欺との違い

大規模な組織で、国内での勧誘をし、国内での収納代行がなされる。

一方で、運用母体が海外であるとして、国内では、勧誘のみ（事務代行のみと主張し、勧誘すら実施していないとして勧誘の実施すら認めないケースもある）。

収納代行経由で海外に送金されたとの主張の場合、「海外の運用母体」自体の対応は困難であるため、収納代行を相手として訴訟をすることで取り戻しを図るが、直近ですら、敗訴されている事案が複数ある。

このケースでは、収納代行との主張が問題となる。

○ 詐欺被害における収納代行の種類の整理（事実上のもの）

- ① 仲間内で会社名義を貸すパターン
副業セミナー詐欺のパターンに多い。自社が凍結されたため、仲間内の会社の口座を利用。他の、収納代行の顧客を有するわけではない。
- ② いわゆる「業務として実施されている」収納代行（グローバルな企業の日本法人）
SNS型投資詐欺、ロマンス型詐欺の、二次移転先に使われるケースが多い。
日本拠点の銀行口座から、海外の首謀者らに海外送金される。
- ③ 日本国内で勧誘・収納代行をし、「海外運用先」と称する先への送金代行
近時、報告が増えている。捜査機関も、海外が絡むと捜査に困難があり、立件が、詐欺でなく、金商法の無登録営業に留まるケースもある。

大規模投資詐欺被害類型

収納代行の責任が否定された裁判例。

- ・ 東京高判平成25年7月19日判タ1417号113頁

「銀行法は、2条2項において「為替取引を行うこと」を銀行業の内容に含め、4条1項で、銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができないこととしている。また、資金決済に関する法律は、2条2項において、「資金移動業」を銀行等以外の者が為替取引を業として営むことと定義した上、37条において、内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法4条1項等の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができることとしている。

そして、銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、基本的には、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうものと解される（最高裁平成12年（あ）第873号同13年3月12日第三小法廷決定・刑集55巻2号97頁参照。以下「平成13年最決」という。）。

上記文言に照らすと、本件業務は、銀行法にいう「為替取引」に該当し、銀行ではない控訴人が本件業務を行うには、資金決済に関する法律37条の登録が必要であるように見える。

しかしながら、銀行法が、為替取引を銀行業の内容の一つと位置づけ、これを免許制の対象としたのは、隔地者間の資金授受の媒介をするに当たり、媒介となる機関において、直接現金を輸送することなく隔地者への支払等を確実にするための資金手当のシステムを確立するなど、利用者（顧客）との間で高度の信用を保持できる体制を構築することが求められることから、十分な信用を持たない者が当該取引を行えないようにすることにより、利用者（顧客）を保護し、かつ、金融の円滑の確保を図ることにあると解される。このような銀行法の趣旨に鑑みると、**依頼人の資金を依頼人に代わって受取人に送金するようないわゆる送金代行業務は、銀行法にいう「為替取引」には該当しないというべき**である。平成13年最決の事案も、上記のような送金代行業務を取り扱ったものではないから、このように解しても、上記最決に反することにはならない。」

大規模投資詐欺被害類型

収納代行の責任が否定された裁判例。

・東京高判令和6年2月29日

「(1) 収納代行とは、1 金銭債権を有する者の委託（2以上の段階にわたる委託を含む）を受け、当該金銭債権に係る債務者から資金を受受すること、2 収受した資金を直接輸送することなく、当該金銭債権を有する者に移転させることのいずれも行うことをいう。 収納代行業者は、収納元側との間で契約を締結してこれに基づいて収納した金員を送金するだけであり、収納代行業者の口座に送金する者との間では契約関係は存在しないから、被控訴人会社の行っていた後記(2)の業務は収納代行として通常のものであり、不自然とはいえない。 また、 収納代行業務の性質は代理受領であって、収納代行業者は債権者の委託を受けて債権者の代理人として債務者から金銭を受け取り、収納委託契約に基づく弁済金にかかる受取物引渡債務（民法646条1項）の履行として債権者たる収納委託業者へ金銭債権を移転するに過ぎず、送金する者との間に契約関係はなく、 収納代行業者は利用者から収納委託業者へ資金を移動することを内容とする依頼を受けているとはいえない。

また、収納代行業務においては、複数の収納代行業者が介在する多層構造が生じていることから、事務の円滑な処理の関係から自己が収納する金銭の背後にある原因関係を逐一把握していないのが通常であるし、当事者間の決済において、複数の取引をまとめたり、相殺をして個々の取引との関連性を捨象した取引が行われている。また、海外取引やスタートアップ企業においても収納代行は利用されており、その有用性も高い。そのため、**収納代行業者と送金する者との間に送金先や顧客取引の実態や送金目的等送金の原因関係を認識してその趣旨にしたがって送金するというような法律関係は存在せず、そのようなことを求める法的規制もなく、原因関係を把握することも困難である。**

そして、収納代行業者が、クレームなどがない限り、信頼のおける者との間に収納代行契約を締結して、収納代行契約を締結した者の指示に従って送金を行うことが社会的に正当な業務として許容されず、原因関係を把握することが要求されれば、有用性の高い収納代行業の円滑な遂行を阻害することとなり、収納代行というシステムは社会的に成り立たない。

したがって、収納代行業者において、原因関係を調査・確認すべき義務はなく、被控訴人会社は、本件送金について、本件送金が金商法に違反する行為又は投資詐欺に係るものであるか否か調査確認義務を負わず、実際にそのような認識をしていなかったし、それを認識することも不可能であったから、過失はない。

なお、銀行口座に振り込ませる収納代行においては、振込人名義が収納元にて特定可能である。

また、収納代行業務の受託者は、収納代行の委託先との間で収納代行契約を締結して、振込者に対して振込先口座が指定されている以上、振込者から誤振込みをした等の連絡がなければ、指定された口座に納得して振り込んでいるはずであると考えるのが通常であるから、銀行口座を利用する収納代行業務において振込票がないからといって、何ら不自然な業務態様ではなく、振込者がどこに送金する意図なのかを確認しなければならないという義務があるとはいえない。

参照：金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書8頁

「クロスボーダー収納代行の該当性を判断するに当たっては、**収納代行業者が金銭債権を有する債権者からどのような依頼を受けているかによって判断することとなる。**」としており、上記裁判例が、原因関係の把握が不要としているのと対照的である。

クロスボーダー収納代行のみならず、国内での収納代行につき、詐欺に利用されるにもかかわらず、法的規制もない、かつ、上記のような裁判例が通用するとすれば、今後も、**国内においては、詐欺に収納代行を利用することで、円滑な詐欺の被害金の受取が実行できることになってしまう。**

参照：関東弁護士会連合会「決済法制に関する意見書」は、収納代行、送金代行、代金引換等（以下、合わせて「収納代行等」という。）が資金決済法上の資金移動業に該当することを明確にし、原則として資金移動業の規制対象とすることを求めている。

参照：なお、詐欺に関与した収納代行の責任を認めた裁判例も複数存在する（東京地裁H29.5.10など）。